

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立第三小学校
校長名 大宝院清孝 公印

令和6年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

日本国憲法、教育基本法の理念、学習指導要領の趣旨及び八王子市教育目標「あふれる元気・かがやく心・仲間とともに・はばたけ未来へ」を基調とし、児童が互いにかげがえのない人間として尊重し合い、集団、自然、文化、伝統に積極的に関わり、心を磨き、知を輝かせ、心身を鍛える教育を推進する。

令和6年度は東京都人権尊重教育推進校であることも踏まえ、次の◎を重点項目とする。

- ◎やさしく (やさしい心もち、自分も人も大切に作る児童)
- かしこく (すすんで学び考えながら、協働して課題に取り組む児童)
- たくましく (自分から心や体を鍛え、前向きに行動する児童)

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

平成30年度より地域運営学校となり、より一層「社会に開かれた教育課程」を意識した教育活動を進める中で、品格と教養を備え、地域・社会に貢献できる壮健な人間を、義務教育9年間を視野に入れて育成する。そのために、教育の質、教職員の資質向上に努め、教育活動の成果を基盤にし、教職員が協働し学び合う学校づくりを進める。

ア あらゆる偏見や差別を見逃さず、友だちを認め支え合える関係を築ける集団づくりを基盤に人権教育を推進する。

- ①東京都教育委員会人権尊重教育推進校として「自分も人も大切に作る」児童の育成をめざし、伝え合う力や児童の自尊感情を高め、他者を尊重する態度を養う。また、高学年を中心に人権課題についての認識と理解を深める。
- ②全教育活動を通してあいさつや清掃、言葉遣いの指導、規範意識の醸成等、道徳教育を推進し児童の道徳性を養う。
- ③社会との関わりに気付き、自らの生き方を考える基礎となる力や将来への夢をもてるようにする。

イ すすんで学び考えながら、協働して課題に取り組む児童の育成に向けて、児童の学習に対する関心・意欲を高め、基礎的・基本的な知識及び技能の習得とそれらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の育成を図る。

- ①市や全国の学力調査等を基に児童の基礎的・基本的な知識及び技能の状況を把握し、授業改善に組織的に取り組む。
- ②個に応じた指導、家庭学習の充実により、特に読み・書き・計算に関する知識及び技能の定着を図る。
- ③各教科等において言語活動を重視し、積極的に学習用端末を活用した授業実践を行うことで、主体的・対話的で深い学びを推進して基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図り、思考力、判断力、表現力等を育成する。

ウ 自らの心と体を鍛え、前向きに行動する児童を育成するために、体力向上に向けた取組を推進する。

- ① 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果から児童の実態、課題を把握し、その改善と更なる向上に向けて体育、集会活動、休み時間を活用した体力づくりに日常的に取り組むとともに、目標に向かって努力する心を育てる。

エ 社会に開かれた教育課程、特色ある学校の実現に向け、小中一貫教育グループにより次の3点を推進する。

- ①三小学び支援ネットワークの充実を図り、保護者・地域の教育力を活かした教育活動を推進する。
- ②保・幼・小連携担当を中心に就学前教育と小学校教育との円滑な接続に向け、保育園、幼稚園との連携を進める。
- ③【第六中学校グループ(第三小学校)】での義務教育9年間を切れ目なくつなぐ教育活動としていくため、9年間で育てたい児童・生徒像を「自分たちの力で考え、正しい方向に進んでいくことのできる力を獲得した児童・生徒」とし、小学校、中学校で9年間の系統的な指導を推進する。

オ 安心・安全な学校の実現に向け、保護者・地域と学校の情報を共有し、いじめや不登校などの対応に万全を尽くす。

- ①児童の心の健康を保ち、いじめを防止するため、学校いじめ対策委員会や生活指導部会で情報を共有し、教職員が高い意識で未然防止、早期発見、早期対応を図る。
- ②不登校傾向や不登校児童への対応として、登校支援コーディネーターを中心とした組織体制を構築し、家庭や関係機関との連携を強化することで、一人ひとりの状況に応じた支援や環境整備の充実を図る。
- ③一人ひとりの教育的ニーズに応える支援を、保護者やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の関係諸機関と連携を図り、校内委員会で検討・協議するなど組織的な取組として行う。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科（外国語活動を含む）

- ①「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、各教科等の授業において1人1台の学習用端末を積極的に活用し、ドリル型学習コンテンツによる個別最適な学びを効果的に進める。また、教材の視覚化や共有化などのICT活用の特性を活かして、協働的な学びの実現に向けた授業改善を図る。
- ②主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるために、毎時間の課題提示と振り返り、話し合い活動とノート指導に重点をおき、自分の考えを3行以上のまとまりのある文章で表現する力を身に付けさせ、思考力、判断力、表現力等を育てる。
- ③八王子市学力定着度調査を基に、誰一人取り残すことなく、すべての児童が「はちおうじっ子ミニマム」を解けるよう八王子・ベーシックドリルやドリル型学習コンテンツを活用して繰り返し学習させたり、「短い時間を活用した教科等指導」を行ったりして、基礎的・基本的な学力を身に付けさせる。
- ④社会科や理科を中心に児童の興味や関心を活かし、地域の人や施設、文化財、自然等を活かした体験的な活動、自然や科学に関する観察・実験活動、図書館やインターネットを利用した活動を通して問題解決能力を養う。
- ⑤外国語指導助手（ALT）やドリル型学習コンテンツを活用し、基本的な英語の表現に慣れ親しませ、言語や文化に対する理解を深め、外国語で積極的にコミュニケーションを取ろうとする態度を養う。

イ 総合的な学習の時間

- ①地域のお店調べ、地域にまつわる昔話や建造物調べ、地域安全マップづくり、三小出身の肥沼信次先生を調べる学習等、身近な郷土学習や日本遺産等についての学習を通して、地域への誇りと愛情を深め、地域を大切にしようとする児童を育成する。
- ②各教科等で身に付けた学び方を活かして、児童の主体的な学びを重視し、思考力、判断力、表現力等を育てるとともに、自己の生き方を考えることができる児童を育成する。
- ③第4学年から人権課題について追究し、第5学年では人権メッセージとして自分の考えをまとめ、発表させることで、偏見や差別をなくし、よりよく生きようとする人権尊重の精神を育てる。

ウ 特別活動

- ①各教科等で学んだことを生活に活かせるよう、また集団内に支持的風土をつくっていくため、セルフコントロール、自己認知、コミュニケーション等の社会的スキルを身に付けさせるとともに、自己肯定感や自己有用感を高める。
- ②学校行事や児童会、クラブ、縦割り班活動等で集団の一員としての自覚を高め、自主的に取り組む態度や社会性を育てる。
- ③学級での話し合いや係、委員会での活動を通して、児童の学校生活に関わる諸問題を見付け、自主的に解決するための技能や方法を身に付けられるようにする。その一つとして、12月に「人権週間」を設け、いじめ等の問題に主体的に取り組ませる。
- ④より充実した移動教室とするため、探究的な学習や環境教育を実施し、調査、見学・観察を通じて主体的に学び・考え・判断する能力を養う。集団宿泊の行事のきまりについても児童の意見を聞き、議論を通して決定できるような活動を大切にしていく。

(2) 特別の教科 道徳を要とする道徳教育

- ①「人権教育プログラム」を活用した授業を実践することを通して、人権尊重の理念やさまざまな人権課題にかかわる偏見や差別意識の解消を図り、道徳教育全体計画を活用して全教育活動を通じて人権に関する知的理解や人権感覚を高めるとともに、考え・議論する道徳の実践を通して、児童の人格形成に必要な道徳的価値を深める授業を行う。
- ②「生命の尊さ」「よりよい学校生活、集団生活の充実」「親切、思いやり」「公正、公平、社会正義」を重点に、集団内の人間関係を整え、児童の自己肯定感や道徳的な判断力を育むとともに、家庭や青少年育成会、子ども会等各種団体と連携し、児童の健全育成を図る。
- ③情報モラル向上のため、SNSによるトラブルやいじめを題材とした道徳授業地区公開講座を行う。

(3) キャリア教育

- ①「はちおうじっ子キャリア・パスポート」の活用において、小中一貫教育の視点から、中学校と使用する場面をそろえ、毎学期の活動や行事の振り返りの場面で活用し、児童に自らの進歩、成長を実感させるとともに、中学校進学や将来にわたる前向きな気持ちをもてるようにする。

(4) 特別支援教育

- ①児童ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな特別支援教育を行うために、校内研修を実施し特別支援教育への理解を図るとともに、1人1台の学習用端末を活用し、指導方法の工夫改善を行う。
- ②八王子特別支援学校との副籍交流を特別支援コーディネーターが窓口となって、当該学年及び学級で計画をしたり、間接交流として学校だよりの交換を行ったりするなど、充実を図る。
- ③新設する特別支援学級の児童と通常の学級の児童との交流を推進するとともに、よりよい交流が継続的かつ日常的にすすめられるよう、共同学習の充実を図る。

(5) 生活指導

ア 生活指導

- ①学校生活のきまり「三小の生活10のやくそく」について、児童の実態や保護者の願い、社会の状況等に即して改善を図り、児童の規範意識を高めていく。
- ②安全指導、セーフティ教室(情報モラル教育)、薬物乱用防止教室や避難訓練等を計画的に実施する。また、「生命(いのち)の安全教育」として生命を大切にする考えを育む安全教育を実施する。

イ いじめ防止等の取組

- ①「八王子市いのちの大切さを共に考える日」には、全学年学級活動の時間で命に関する授業を7月に実施する。また、毎週確保するいじめ対応のための時間は、学校いじめ対策委員会を確実に行之、いじめの未然防止や早期発見、そして確実な解決のための組織的対応の時間とする。
- ②「三小いじめ防止基本方針」に基づき、児童アンケートを年3回実施し、気になる児童の聞き取りを行ったり、Q-Uアンケートを活用したりすることで、相談できる大人がいない児童をなくしていく。
- ③SOSの出し方に関する指導を年間1時間設定し全学年で確実に実施する。

ウ 不登校児童への支援等

- ①不登校対策については、個票システムを活用し、登校支援コーディネーターと生活指導部で対応を検討する。また、保護者やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど関係機関と連携して社会的自立に向けた支援ニーズを的確に把握した上で、迅速かつ継続的に支援を行う。

(6) 特色ある教育活動

ア 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組

- ①(取組1)児童・生徒が合同で活動する場として、「児童会、生徒会での意見交流会」「小中合同の職場体験報告会」「第6学年による部活動体験」「第6学年への中学校生徒会が行う中学校紹介」「夏季休業中の小学校補習教室への中学生ボランティア」などを行う。
- ②(取組2)学力向上分科会を「学力定着プロジェクトチーム」として、学力向上に向けた小中合同の取組を協議する。また、「三小・六中ティーチャーズネット」として、第三小学校の教員が第六中学校での補習教室に参加することや、第六中学校の教員が第三小学校の児童を指導することを実施する。
- ③(取組3)特別支援分科会及びいじめ対策分科会において、いじめや不登校、家庭の状況や学習指導の経過の情報共有を図る。長期休業前に小中合同の児童情報交換会を行い、定期的な情報共有を図る。
- ④(取組4)「地域の子どもは地域で育てる」を意識し、第六中学校(第三小学校)と合同の引き渡し訓練を実施する。地域の清掃活動やファミリーコンサート、ウォークラリーや納涼大会等に参加する。また、三小の放課後子ども教室に希望する中学生が参加し、地域の方と一緒に小学生との交流を図る。

イ 学力向上の取組

- ①低・中・高学年ごとに児童の実態や発達段階を踏まえて作成した三小版「家庭学習ガイダンス」を4月の保護者会で配布し、6月、11月の家庭学習週間に家庭との連携を通して児童の基礎学力を育む。
- ②学校司書や保護者ボランティアを活用した読書指導や学校図書館の整備を一層進め、年3回の読書週間を活用し、学校図書館の本の年間100冊(低)、1万ページ(高)を読むことを目標とする。
- ③「はちおうじっ子ミニマム」の定着が十分でない児童の確実な学力定着にむけて、ドリル型学習コンテンツを活用するとともに、年間15回の補習タイムや放課後子ども教室における学習教室を設ける。

ウ その他

- ①「第六中学校グループ」として、1人1台の学習用端末の活用においては、「情報活用能力系統表」を活用し、9年間を見通した、ICT活用に関する資質・能力を養う。
- ②東京都人権尊重教育推進校(1年目)として「自分も人も大切にする子供の育成」をテーマとし、全教育活動を通して自他を認め合う態度や自尊感情を高め、その成果をリーフレットで報告する。
- ③学び、遊び、図書の保護者ボランティアを中心とする「三小学びの支援ネットワーク」を充実させるとともに、放課後子ども教室等との連携を高め、「共育」を推進する体制を充実させる。
- ④1人1台の学習用端末を、日常的な家庭学習や、学校行事等のオンライン配信、非常時のオンライン配信、不登校児童への面談や学習サポートなど、より日常的かつ効果的に活用する。
- ⑤「第三小学校2020レガシー」として、人権尊重教育推進校の取組と関連付け、外国籍の方を招いた国際理解教育やパラリンピック種目の体験を通じた障害者理解教育を継続して取り組んでいく。
- ⑥児童が新しい学校生活に円滑に移行していくためにスタートカリキュラムを活用する。「保幼小連携の日」の取組では、互いの施設見学を計画的に行いより具体的な情報交換を行う。

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
1	16	21	20	14	5	19	22	20	18	17	18	15	205
2	16	21	20	14	5	19	22	20	18	17	18	15	205
3	16	21	20	14	5	19	22	20	18	17	18	15	205
4	16	21	20	14	5	19	22	20	18	17	18	15	205
5	16	21	20	14	5	19	22	20	18	17	18	16	206
6	16	21	20	14	6	18	22	20	18	17	18	15	205
備 考	・夏季休業日 7月21（日）から8月25日（日）まで ・第6学年は土曜日に移動教室がかかるため8月の授業日数が1日多い。 ・開校記念日9月4日（水）は授業日とする。 ・都民の日10月1日（火）は授業日とする。 ・3月の授業時数については、第1学年から第4学年は卒業式に参加しないため、第6学年は修了式に参加しないため1日減となる。												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表

学 年		1	2	3	4	5	6
領 域							
各 教 科	国 語	3 0 6	3 1 5	2 4 5	2 4 5	1 7 5	1 7 5
	社 会			7 0	9 0	1 0 0	1 0 5
	算 数	1 3 6	1 7 5	1 7 5	1 7 5	1 7 5	1 7 5
	理 科			9 0	1 0 5	1 0 5	1 0 5
	生 活	1 0 2	1 0 5				
	音 楽	6 8	7 0	6 0	6 0	5 0	5 0
	図画工作	6 8	7 0	6 0	6 0	5 0	5 0
	家 庭					6 0	5 5
	体 育	1 0 2	1 0 5	1 0 5	1 0 5	9 0	9 0
	外 国 語					7 0	7 0
	小 計	7 8 2	8 4 0	8 0 5	8 4 0	8 7 5	8 7 5
特別の教科 道徳		3 4	3 5	3 5	3 5	3 5	3 5
外国語活動				3 5	3 5		
総合的な学習の時間				70(10)	70(10)	70(10)	70(10)
特別活動（学級活動）		3 4	3 5	3 5	3 5	3 5	3 5
総 計		8 5 0	9 1 0	980(10)	1015(10)	1015(10)	1015(10)

備考

ア その他の授業時数

学年		1	2	3	4	5	6
区分							
児童会活動	児童会集会活動	2	2	2	2	2	2
	委員会活動					1 1	1 1
クラブ活動					2 0	2 0	2 0
学校行事		50 2/3	53 1/3	45	46	60 2/3	71 2/3
学級・学年裁量の時間		23	13	6	6	3	3

イ 1 単位時間

* 1 単位時間は 4 5 分とする。

* クラブ活動における 1 単位時間は 6 0 分とし、 1 5 回実施する。

ウ 授業時数の確保に関する手だて

* 「短い時間を活用した教科等指導」を実施する。

第 1 学年 毎週 2 回 8 時 2 0 分から 1 5 分実施 6 0 回 年間総時数 2 0 時間

第 2 学年 毎週 2 回 8 時 2 0 分から 1 5 分実施 6 0 回 年間総時数 2 0 時間

第 3 学年 毎週 2 回 8 時 2 0 分から 1 5 分実施 6 0 回 年間総時数 2 0 時間

第 4 学年 毎週 2 回 8 時 2 0 分から 1 5 分実施 6 0 回 年間総時数 2 0 時間

第 5 学年 毎週 2 回 8 時 2 0 分から 1 5 分実施 6 0 回 年間総時数 2 0 時間

第 6 学年 毎週 2 回 8 時 2 0 分から 1 5 分実施 6 0 回 年間総時数 2 0 時間

第 1 学年から第 4 学年（国語 3 0 回、算数 3 0 回）

第 5 学年、第 6 学年（国語 2 4 回、算数 1 8 回、外国語 1 8 回）

エ 長期休業中に位置付ける学習内容

* 第 3 学年から第 6 学年の総合的な学習の時間の調査活動を位置付ける。

第 3 学年 「八王子市が『桑都』とよばれるひみつをさがろう」 1 0 時間

第 4 学年 「はちおうじで受け継がれている伝統文化やお祭りを調べよう」 1 0 時間

第 5 学年 「八王子の自然を守れ！～今わたしたちにできること～」 1 0 時間

第 6 学年 「日光について調べよう」 1 0 時間

オ 授業時数に位置付けない教育活動

* 朝読書の時間を読書週間の火・金 8 時 2 0 分から 1 5 分程度設定する。

* 年 15 回の補習タイム、夏季休業中に 3 回補習教室を設定する。

カ その他

* 外国語活動（学年・学級裁量の時間）を第 1 学年・第 2 学年で 6 時間設定する。

4 学校行事

月 曜 日	4		5		6		7		8		9	
行 事	曜	行 事	曜	行 事	曜	行 事	曜	行 事	曜	行 事	曜	行 事
1	月		水	避難訓練（地域）	土		月	いのちの日 安全指導	木		日	
2	火		木		日		火		金		月	安全指導
3	水		金	憲法記念日	月	安全指導	水	避難訓練	土		火	
4	木		土	みどりの日	火		木		日		水	開校記念日
5	金	春季休業日終	日	こどもの日	水		金		月		木	
6	土		月	振替休日	木	小中一貫教育の日	土		火		金	
7	日		火		金		日		水		土	
8	月	始業式 入学式	水		土		月		木		日	
9	火	定期健康診断始	木		日		火		金		月	
10	水		金		月		水		土		火	
11	木	避難訓練	土	学校公開 学校説明会	火		木		日	山の日	水	
12	金		日		水	学校公開 学校説明会 セーフティ教室(1, 2) セーフティ教室(3, 4, 5, 6)	金		月	振替休日	木	
13	土		月	振替休業日	木	保幼小連携の日	土		火		金	
14	日		火	市学力定着度調査(4, 5, 6)	金		日		水		土	
15	月	安全指導	水		土		月	海の日	木		日	
16	火		木		日		火		金		月	敬老の日
17	水		金		月	水泳指導始	水		土		火	
18	木	全国学力調査(6)	土		火	避難訓練	木	水泳指導終	日		水	
19	金		日		水		金	終業式	月		木	避難訓練
20	土		月	安全指導	木		土		火		金	
21	日		火		金		日	夏季休業日始	水		土	
22	月	セーフティ教室(1, 2, 3)	水		土		月		木		日	秋分の日
23	火		木		日		火		金		月	振替休日
24	水		金		月		水	保幼小連携の日	土		火	移動教室(5) 始
25	木		土	運動会	火		木		日	夏季休業日終	水	移動教室(5) 終
26	金	遠足(2)	日		水		金		月	始業式	木	
27	土		月	振替休業日	木		土		火		金	
28	日		火		金	定期健康診断終	日		水		土	
29	月	昭和の日	水		土		月		木	移動教室(6) 始	日	
30	火	遠足(1)	木		日		火		金		月	
31	／		金		／	#REF!	水		土	移動教室(6) 終	／	#REF!

月 曜 日	1 0		1 1		1 2		1		2		3	
行 事	曜	行 事	曜	行 事	曜	行 事	曜	行 事	曜	行 事	曜	行 事
1	火	都民の日	金		日		水	元日	土		土	
2	水		土	東京都教育の日	月	安全指導	木		日		日	
3	木		日	文化の日	火		金		月	安全指導	月	安全指導
4	金		月	振替休日	水		土		火		火	避難訓練
5	土		火		木		日		水		水	
6	日		水		金		月		木		木	
7	月	安全指導	木		土		火	冬季休業日終	金		金	
8	火	避難訓練	金		日		水	始業式	土	学校公開 道徳授業地区公開講座 薬物乱用防止教室(6)	土	
9	水	小中一貫教育の日	土		月		木		日		日	
10	木		日		火	市学力定着度調査(4, 5, 6) 避難訓練	金		月	振替休業日	月	
11	金		月	安全指導	水		土		火	建国記念の日	火	
12	土		火		木		日		水		水	
13	日		水		金	避難訓練	月	成人の日	木		木	
14	月	スポーツの日	木		土		火		金	避難訓練	金	
15	火	遠足(3, 4)	金	学芸会(始)	日		水		土		土	
16	水		土	学芸会(終)	月		木	避難訓練	日		日	
17	木		日		火		金		月		月	
18	金		月	振替休業日	水		土		火		火	
19	土	学校公開	火		木		日		水		水	
20	日		水	避難訓練	金		月	安全指導	木		木	春分の日
21	月	振替休業日	木		土		火		金		金	
22	火		金		日		水		土		土	
23	水		土	勤労感謝の日	月		木		日	天皇誕生日	日	
24	木		日		火		金		月	振替休日	月	卒業式
25	金		月		水	終業式	土		火		火	修了式
26	土		火		木	冬季休業日始	日		水		水	春季休業日始
27	日		水		金		月		木	小中一貫教育の日	木	
28	月		木		土		火		金		金	
29	火		金		日		水		／	#REF!	土	
30	水		土		月		木		／		日	
31	木		／	#REF!	火		金		／		月	